

グローバルミニマム課税に伴う改正法基通、公表—国税庁

去る9月30日、国税庁は「法
人税基本通達の一部改正につい
て（法令解釈通達）」を公表し
た（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2309xx/index.htm>）。

令和5年度税制改正では、グ
ローバルミニマム課税に対応す
るため、各対象会計年度の国際
最低課税に対する法人税が創設
された。これに伴い所要の改正
を行うもの。

本制度は、OECD/G20「B
EPS包括的枠組み」のモデル
ルールやコメンタリーに則って
法制化が行われているものであ
り、法人税基本通達の改正にお
いても、その法令解釈について
はモデルルール等の趣旨を十分
に踏まえて行っており、一義的
な取扱いを定めることができな
いケースでは、例示をすることに
なされている。

したがって、通達中に例示が
ない、通達に定められていない
等の理由で法令の規定の趣旨、
本制度の導入の背景等に即しな
い解釈に陥ることのないよう留

意すべき旨が示されている。
主な改正点は次のとおり。

定義

各対象会計年度の国際最低課
税額に対する法人税に関する定
義について、主に次の項目が新
設された。

- ・ 企業集団が複数ある場合の企
業グループ等の判定
- ・ 財産及び損益の状況が連結し
て記載される会社等
- ・ 特定財務会計基準等に從って
計算書類が作成されていない
企業集団
- ・ 総収入金額の範囲
- ・ 持分法が適用される会社等
- ・ 税引後当期純損益金額の計算
- ・ 構成会社等の会計処理の基準
が最終親会社財務会計基準と
異なる場合の取扱い
- ・ 構成会社等の決算日と対象会
計年度終了の日が異なる場合
の取扱い
- ・ 独立企業間価格
- ・ 所得に対する法人税又は法人
税に相当する税の範囲
- ・ 対象租税の範囲に含まれない

ものの例示

国際最低課税額

国際最低課税額に関する取扱
いについて、主に次の項目が新
設された。

- ・ 構成会社等の従業員又はこれ
に類する者の範囲
- ・ 有形固定資産及び天然資源の
例示
- ・ 無国籍構成会社等に対する適
用免除基準の不適用

寄附金

他の者に対して支払う国際最
低課税額の負担額として計算さ
れる金額について、寄附金の額
に該当しないとされる取扱いが新
設された。

経過措置

国際最低課税額の計算に関す
る経過措置における国別グルー
プ純所得の金額から控除する金
額の取扱いが、設けられている。

適用日

本改正は、一部を除き、20
24年4月1日以後に開始する
対象会計年度分の国際最低課税
額に対する法人税について適用
される。

金融商品の減損に関する開示の再提案、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る9月25日、企業会計基準
委員会は第206回金融商品專
門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計
基準の開発に関して、ステップ
2を採用する金融機関における
開示について、これまで検討さ
れた審議のまとめが行われた。
主な審議事項は次のとおり。

- ・ 金融商品のクラス別の期首残
高から期末残高への調整表
- ・ 第203回専門委員会（20
23年8月10日号（No.1685）
情報ダイジェスト参照）で、金
融商品のクラス別の調整表に関
するIFRS7号「金融商品」の
開示」の定めを取り入れるかど
うか、財務諸表利用者へのアウ
トリーチを行う方針が示されて
いたが、今回その利用者アウト
リーチの実施結果を踏まえた再
提案が示された。

金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表

このアウトリーチの結果を踏
まえ、事務局から、次の再提案
が示された。

金融商品のクラス別の調整表
に関するIFRS7号の定めを
取り入れ、企業が開示目的に照
らして金融商品のクラス別の調
整表における内訳項目を判断す
ることを強調する。

仮に、IFRS7号IG20B
項の開示例（信用リスクに関す
る35H項および35I項（予想信
用損失から生じた金額に関する
定量的情報および定性的情報）
の適用の例示）を設例として取
り入れるとすると、一部の内
訳項目をまとめたいうえで取り
入れる。

専門委員からは、「クラス別」
とはどこまで細かくするか、指
針を出してほしい」、「作成者コ
ストが大きいことを認識して議
論を」等の意見が聞かれた。

ステップ2を採用する金融機
関における開示（注記事項）
これまでの開示に関する議論

の振り返りとして、これまで聞かれた意見に対する分析や方向性が示された。

主な議論は次のとおり。

(1) 信用リスクの開示目的
事務局は、開示目的を「信用

リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること」とし、開示目的を達成するために提供する情報として、次の4つの区分に整理する旨提案していた。

- ① 会計方針に関する事項
- ② 貸倒引当金の分解情報
- ③ 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
- ④ 当期および翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

これに対し、「開示目的は適用指針ではなく会計基準に記載すべき」、「より具体的な記載とすることで開示目的アプローチの実効性を高められる」、「教育文書等で開示目的を定めるアプローチの考え方を示すべき」、「②の開示は、収益認識基準の『分解情報』と必ずしも同じではな

いので、『分解情報』の表現を見直しては」との意見がこれまでの議論で聞かれており、これらの意見について文案検討時に追加的に検討するとの対応案が示された。

(2) 信用リスク・エクスポージャー
信用リスク・エクスポージャーについて、IFRS7号

の定めを取り入れる提案に対して聞かれた意見をもとに、継続中である、債券等の有価証券を予想信用損失に基づく減損モデルの対象とすかどうかに関する会計処理の議論を踏まえ、開示について再検討するとの対応案が示された。

(3) 財務諸表以外の開示への参照
財務諸表以外の開示への参照

については、IFRS7号の定めを取り入れる提案がされていた。これに対して、監査の観点から実務上の課題が生じる可能性等を懸念する意見が聞かれていた。これを踏まえ、文案検討時に監査上の課題について再検討する対応案が示された。

*

専門委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

ポジティブ・メンタルヘルズ

「やってみなはれ」ハレーション

メンタルクリエイト 江口 毅

「やってみなはれ」。一度は耳にしたことがある言葉でしょう。これは、パナソニックの創業者である松下幸之助氏が、社員のアイデアに対していつも言っていた言葉です。また、サントリーの創業者である鳥井信治郎氏の言葉「やってみなはれ。やらなわからしまへん」として知っている人も多いでしょう。

筆者は、「この「やってみなはれ」という言葉が好きで、常に体現できるような心がけています。どれほど頭で考えても、構想を練り上げても、一歩踏み出さなければ何も起きません。アイデアを周囲に話すことでもいいし、仲間を募ることでもいいし、上司に企画案を相談するといった小さなアクションでもいいのです。その小さな波

がやがて大きな渦になつていくことを何度も経験しました。仮にそのような結果にならなかつたとしても、何もしなければ決して得られることがなかつたものが得られ、みえることはなかつた景色をみることができます。

また、失敗を恐れることなく試してみることで、現状を少しでも改善しようとする中で、あきらめないこと、挑戦し続けることなどの姿勢は、「やってみなはれ」の精神

が生み出す価値ある営みです。このような姿勢は、喜び、達成感、充実感、わくわく感などのポジティブな感情を呼び起こし、私たちの仕事や人生を豊かにします。そして、次の「やってみなはれ」へと背中を押してくれます。

一方で、何でもかんでも「やってみなはれ」というのも考えものです。たとえば、何も考えない見切り発車の「やってみなはれ」には、筆者は賛同できません。世のなかにはとにかくフットワークがよくて、思いついたら考えるよりも先に体が動くような人がいます。そのフットワークのよさは賞賛すべきことなのですが、ときには危うさを感じてしまいます。

先日、不登校の子どものためにフリースクールをつくった方に会う機会がありました。それ自体は素晴らしい取り組みです。2022年の文部科学省の調査によると、全国2021年度小中学校の不登校児童生徒数は約24万5,000人で、9年連続で過去最高人数を記録しました。誰かがアクションを起こさなければならぬ大きな社会問題です。しかし、よくよくその方の話を聞いてみると、前述した危うさを感じずにはいられていませんでした。

その方は、目の前の不登校の子どもたちを何とかしたい、力になりたいという情熱は持っていますが、その子どもたちにとって大人になってほしいかという教育ビジョンをほとんど持っていませんでした。また、収支の面での厳しさがあり、給料を支払えないことでスタッフが辞めていってしまったと話していました。つまり、目の前の子どもへの支援はできているけれど、スタッフの雇用や生活、支援団体の存続のことまでは考えていない。とりあえず始めてみたい見切り発車の「やってみなはれ」の結果、「やってみなはれ」の誤用の結果といえるでしょう。

フットワークよくすべにアクションを起こすことは大事ですが、計画なしに進めることはさまざまなハレーション（好ましくない影響を他人に与えること、周囲に悪影響を及ぼすこと）を生むおそれがあります。その塩梅が重要だと思います。フットワークさえよければいいということでもなく、あれこれ考えすぎて、計画を立てすぎて動けないのもよくありません。「やってみなはれ」には、熱い心と冷たい頭の両方が必要です。

日本版S2基準の開発、報告期間 関連の事項等、検討—SSBJ

去る10月2日、SSBJは第22回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第21回（2023年10月10日号（No.1690）情報ダイジェスト）に引き続き、IFRS S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

異なる報告期間の情報の使用

日本版S2基準において、IFRS S2号を取り入れ、細かい用語については追加・変更することで、よりわかりやすいものとする。

委員からは、「スコープ3において、活動量は自社の数値を、排出係数は取引先の数値を用いて算定するケースが想定されるが、その場合において、取引先の排出係数を、異なる報告期間の情報として扱ってもいいの か」とのコメントが聞かれた。

事務局は、「スコープ3の情報何カ月かずれてもいいのかという質問かと思うが、ISSBがそこまで含意しているか

どうか必ずしも明らかではないので、確認する」とした。

温室効果ガス排出量の表示単位
日本版S2基準において、IFRS S2号を取り入れ、次のことを定める。

●温室効果ガス排出量の測定は、CO2相当量のメートル・トン（mt(e)）によらなければならない。

●温室効果ガス排出量の合計が大きい場合、千メートル・トン（キロ・トン）または百万メートル・トン（メガ・トン）単位で開示することができる。ただし、この選択を行う場合、温室効果ガス排出量に関する開示は同じ単位を用いて開示しなければならない。

GHGプロトコルと法域における他の法令等との関係

日本版S2基準において、IFRS S2号を取り入れた。また、報告期間のずれの取扱いについて次の事務局案を提案した。

案1…当局に報告した内容であることを重視し、公表承認日までに当局に報告した内容をサステナビリティ関連財務開示に含める考え方。この考え方のもとでは、報告期間がどれだけずれているかについては問わない

案2…公表承認日までに当局に報告した内容をサステナビリティ関連財務開示に含めることを原則としつつも、報告期間のずれは1年未満にすることを要求する考え方。この考え方のもとでは、温対法等に基づく報告を報告期限よりも早く行うことを求めることになる場合がある

委員からは、案2を原則として考える意見が多かったものの、「規模の小さい企業にとってはリソースが不足しているため、作成者側の規模に応じて案1を認めるといったメリハリをつけるのはどうか」と案1を推す意見も聞かれた。

事務局は「案2を原則として考えたときにどのような場合において例外的に案1を認めるべきか難しい」とコメントした。

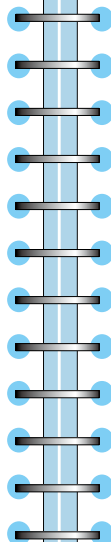
経理用語の豆知識



資産のグルーピング

資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされており、企業は、経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う。さまざまな事業を営む企業における資産のグルーピングの方法を一義的に示すことは困難であり、実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む）を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることになると考えられる。

当期に行われた資産のグルーピングは、事実関係が変化した場合（たとえば、事業の再編成による管理会計上の区分の変更、主要な資産の処分、事業の種類別セグメント情報におけるセグメンテーションの方法等の変更など）を除き、原則として、翌期以降の会計期間においても同様に行う。



請求済未出荷契約



請求済未出荷契約とは、企業が商品または製品について顧客に対価を請求したが、将来において顧客に移転するまで企業が当該商品または製品の物理的占有を保持する契約である。商品または製品を移転する履行義務をいつ充足したかを判定するにあたっては、顧客が当該商品または製品の支配をいつ獲得したかを考慮する。

請求済未出荷契約においては、収益認識会計基準における履行義務の充足による収益の認識の定めを適用したうえで、以下の要件のすべてを満たす場合には、顧客が商品または製品の支配を獲得すること、①請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること、②当該商品または製品が、顧客に属するものとして識別されていること、③当該商品または製品について、顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること、④当該商品または製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を企業が有していないこと。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年9月28日	財務報告内部統制監査基準報告書1号周知文書1号『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)』(2023年4月)等を受けた内部統制監査上の留意事項に関する周知文書	JICPA	2023年4月の内部統制基準・実施基準の改訂等を踏まえ、あらためてその背景や趣旨を十分に理解したうえで適切に実務を行う際の参考とするために、今般の改訂論点のうち、「内部統制の基本的枠組み」および「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に係る改訂論点を取り上げたうえで、特に留意すべき事項について具体的な例も取り上げつつ記載したもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230928dig.html	—
2023年10月2日	ファイナンス・エミッションの課題解決に向けた考え方について	金融庁・経済産業省・環境省	2050年カーボンニュートラル実現に向けて不可欠なトランジション・ファイナンスにおいて、金融機関の投融資先の排出量(ファイナンス・エミッション)が一時的に増加するといった課題に対するソリューション案を示したものの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231002_2.html	—

金融

植田総裁の金融政策と日銀財務の展望

植田日銀総裁は9月30日、日本金融学会2023年度秋季大会で講演した。現在の日本の非伝統的金融政策の現状や今後の見通しと、この間の日銀のバランスシートの変化について、次の3つの点を指摘している。①資産側で長期国債の大幅な残高増加、②資産側でETFなどリスク資産の新規計上、③負債側で、市中銀行が日銀に預ける当座預金の大幅増加(当座預金残高の増加は市中銀行の超過準備の増加を反映したものの)。

この結果、日銀の政策金利による金融政策の運営を有効にするために、この超過準備部分にも金利によるコントロールを開始し、手段として2008年10月に「補完当座預金制度」の開始を決めた。ただ、借方に資産計上した長期国債の利息収入やETFから得られる分配金の増加が大きく、日銀の経常利益は増加傾向にあるとしている。

さらに、日銀の財務状況の悪化が通貨価値に及ぼす影響について説明している。具体的には、

対外的には円の価値が下がること、国内的には物価の上昇が起ることを指摘している。これらのポイントは、日銀の財務状況の悪化が経済に悪影響を及ぼすという批判に対する反論として挙げられるだろう。もちろん、金融緩和策からの出口戦略を実施するなかでは、資産側の長期国債やETFの減少に伴う収益の減少と、政策金利の引上げに伴う負債側の日銀当座預金の支払利息増加といったマイナス要因があり、日銀の財務を悪化させる要因となる。

財務悪化の抑制のため、長期国債の再投資で利息収入額を維持したり、無コストの銀行券発行残高を増加させたり、当座預金もイールドカーブの傾斜を大きくして、コストの短期金利は抑えて収益の長期金利は高くする、といった方策を挙げている。

ただし、イールドカーブは金融市場、銀行券発行残高は一般国民、という相手がある問題であり、どこまで日銀がコントロールできるのか、疑問は残る。

証券

米FOMCを契機に不透明感強まる世界の株価

米株式市場は9月21日の米連邦公開市場委員会(FOMC)後の議長声明における金融政策の見通しが期待以下の内容であったことから、株価弱含みの展開となつている。他の市場も米市場に連動して株価の動きは弱い。日本市場はFOMCまで他国市場より力強く上昇していたが、FOMC後は右へならえで下げ基調へ転じてしまった。

米連邦準備制度理事会(FRB)によると、利上げは9月こそ見送つたが、米インフレはまだ高いレベルで続く可能性が強いため、今後も利上げを実施せざるを得ないという。来年、物価が高止まりとなれば、金利も高止まりの見立てだ。つまり、市場が期待していた利上げの終了、利下げへの転換というシナリオは遠のくことになる。

米株式市場はインフレが景気後退なしに収束して、利下げが実現することで、ゴールドロックス相場が到来すると夢みてきたが、どうやらそれは泡と消えそうな気配になりつつある。

ただ、アメリカのインフレは流動的であり、これから発表される各種の物価・経済指標の実績によってはまた見通しが修正される可能性はある。それを踏まえて、株式市場は11月1日、2日のFOMCの意思決定をどう見通すが、当面の焦点になるだろう。

米株式市場に不透明感が強まっているため、米以外の市場の株価見直しにも不透明感が付きまとう。特にヨーロッパやアジアの国々は経済見通しの下方修正が増加しており、米国以上に株式市場の不透明感が漂う。

日本株式市場は相対的に景気、企業収益の見通しが明るいために、今後の株価も強いといいたいところだが、米株式市場との連動性を否定できるまでではない。また、円相場の動向もやっかいな問題で、日本経済の実力から乖離した水準になるのはデメリットが大きい。日本株式市場が米株式市場とともに、世界の株式市場の不透明感解消の先頭に立つことを期待したい。